

木城町告示第17号

令和8年第5回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年7月23日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和8年7月28日（火）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君

荒川 浩君

久保富士子君

桑原 勝広君

中武 良雄君

後藤 和実君

甲斐 政治君

中竹 義一君

眞鍋 博君

○応招しなかった議員

令和8年 第5回（臨時）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和8年7月28日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和8年7月28日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第50号 令和8年度木城町一般会計補正予算（第4号）
日程第4 委員会付託の省略
日程第5 議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第50号 令和8年度木城町一般会計補正予算（第4号）
日程第4 委員会付託の省略
日程第5 議案に対する質疑
-

出席議員（9名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 矢野 哲也君 | 2 番 荒川 浩君 |
| 3 番 久保富士子君 | 5 番 桑原 勝広君 |
| 6 番 中武 良雄君 | 7 番 後藤 和実君 |
| 9 番 甲斐 政治君 | 10番 中竹 義一君 |
| 11番 眞鍋 博君 | |
-

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君 議事調査係長 日高 真衣君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	半渡 英俊君	副町長	-----	萩原 一也君
教育長	-----	恵利 修二君	総務財政課長	-----	小野 浩司君
会計管理者	-----	森 水琴君	地域政策課長	-----	平野 大輔君
建設水道課長	-----	長友 渉君	教育課長	-----	谷岡 潔君
税務課長	-----	長友 三保君	福祉共生課長	-----	壺岐 和寿君
町民課長	-----	西田 誠司君	健康保険課長	-----	濱砂 光章君
産業振興課長	-----	藤井 学君			

午前9時00分開会

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。スマートフォンまたは携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから令和8年第5回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和8年第5回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、7月27日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（眞鍋 博） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、中竹義一君、1番、矢野哲也君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（眞鍋 博） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日7月28日の1日間にいたしたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日7月28日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第50号

○議長（眞鍋 博） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第50号については朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和8年第5回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には暑いさなか、しかも何かとご多忙中のところご出席を賜り、ご審議賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第50号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号は、令和8年度木城町一般会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、令和6年6月18日付で原告久保富士子氏が令和5年9月議会における一般質問の不許可、同年12月議会における懲罰処分及び令和6年1月発行の議会だよりへの掲載で精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償を求めた訴訟を議会設置者の地方公共団体の長である木城町長を被告として起こされました。その判決が令和8年7月1日に言い渡され、同年7月15日の判決確定に伴い原告に対する賠償金及び遅延損害金が確定いたしましたので、それに対する予算措置を講じるものであります。

補正予算（第4号）は歳出予算を組替え、総務費増額11万9,000円、予備費減額11万9,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第4. 委員会付託の省略

○議長（眞鍋 博） 日程第4、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については、委員会の付託

を省略することに決定いたしました。

日程第5．議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第50号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第50号令和8年度木城町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第50号に対する質疑はありませんか。3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） まず今回の裁判において、木城町議会が私に対して行った懲罰処分は、裁判所によって違法性を含むと明確に判断をされました。

私が議会で行った質問は、核廃棄物処理場の誘致というような町の将来に関わる重大な問題についてのものであり、議員として当然の責務であり、町民の付託に応えるための行動でした。それにも関わらず虚偽の事実に基づく懲罰が行われ、その内容が議会だよりも歪められたまま掲載され、私に対する誹謗中傷が町内に広がりました。

これは議会性民主主義、基本的人権に関わる重大な問題であり、議会の正当な活動を萎縮させるいじめと同等の行動であると私は考えます。

さらに虚偽の事実をまことしやかに並べ立てた懲罰動議が提出され、私に対して謝罪を強要するというような行為が行われました。これはまさに濡れ衣を着せられた状態であり、黙って泣き寝入りすることは議員としても、人としても到底受け入れることのできない私にとっては問題でした。

私が裁判を起こした目的は、名誉の回復と議会運営の（発言する者あり）

○議長（眞鍋 博） 暫時休憩いたします。

午前9時06分休憩

午前9時07分再開

○議長（眞鍋 博） 引き続き、会議を開きます。

久保議員に対しては、自分の自己の意見となっておりますので、議案に対する質疑を行っていただきたいと思います。

○議員（3番 久保 富士子君） できれば、この流れをしっかりと皆さんに受け止めていただきたかったんですけど、まあ、そのような注意が入ったということで、省略をして質問をさせていただきたいと思います。

今回、先ほど申しましたように、白黒をはっきりさせるために行った裁判ということを入

れていただきたいと思います。

今から質問に入りますけど、今回この損害賠償請求、これで11万9,000円というのが認められたわけですけど、今回の議案に上がってきておりますけど、これは金額の問題ではありません。金額の代償ではありません。この名誉毀損というのは、本当に慰謝料として認められることは、この日本の裁判実態において極めてハードルが高くて、虚偽の事実、社会的評価の低下、因果関係の立証、これが必要とされています。その厳しい基準の中で、今回の裁判では木城町議会が行った懲罰が虚偽であり、その結果として私の名誉が毀損されたことが司法の場で明確に認定をされております。

で、この今回の裁判で、町長が被告となったのは地方議会が自治体の一機関であり、議員が懲罰を決めたとしても法的には議会という組織の行為と扱われるためです。実際に違法行為を行ったのは議会であり、その尻拭いをする立場に置かれたのが町長、自治体であるという現行制度の実態がここにあります。

そして、今回の判決は全国的にも前例となる可能性がある重大な判決であり、今後全国の自治体において議会運営の判断基準の前例となり得るものと思います。この判決によって、木城町の議会運営が全国的にも注目されることになるでしょう。

それでは、これらを踏まえて町長に質問いたします。

議会性民主主義の観点からの町長の判断について、お尋ねいたします。

今回の判決では、議会が虚偽の事実に基づいて懲罰を行い、その行為が裁判所により違法を含むと認定されました。議会性民主主義の根幹は、事実に基づく公正な議論であり、虚偽に基づく懲罰は民主主義の否定であると私は考えます。

町長は、この判決をどのように受け止め、判断しているのか見解をお伺いいたします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今回の判決につきましては、一般質問の不許可は町議会の自律的な判断の尊重が認められたものの、懲罰処分判断と議会だよりの掲載は町議会の裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したものといえる違法な公権力の行使に当たると判断されたもので、議会設置者である町は原告に、先ほど言っていますように11万9,000円の遅延損害金を含む支払いをしたということでございます。

私としましては、町民の皆様には大変ご心配、それから不快な思いをさせたことと、弁護士費用、それからそういった支払いに至ったことを心からおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 次に、2つ目の質問を行います。

議会だよりに歪められた懲罰内容が掲載され、私に対する誹謗中傷が生じました。これは基本的人権の問題であり、まさにいじめと同質の行動であると考えます。

また、こうした行為を議会の議員たる者が懲罰処分まで下し、議会だよりに掲載したという点はそういうことを認めてしまうことになり、子供たちの教育にも悪影響を及ぼすと考えます。大人が虚偽を含んだ懲罰を行い、それを公的広報に掲載するという行為を認めてしまえば、嘘をついて人を追い詰めてもよいという誤った価値観を子供たちに与えかねません。

いじめと教育への影響について、町長はどのように受け止めているのか、町長の考えをお伺いします。

○町長（半渡 英俊君） ここは思いを述べる場ではありません。先ほど議長が申されたように議案に対する質疑でありますので、議案に対する質疑を簡潔にする場だと思っています。

それからもう1点、あえて申し上げますならば、この判決、宮崎地方裁判所で7月1日に言い渡されまして、7月15日に判決が確定をされました。15日までに確定ということでもありますので、もし久保議員のほうがこれに対して不服だと思えば、15日控訴すればよいことであって、今お話を聞いていますと控訴すべきだったろうと思います。私たちはあえてあなたが控訴しないので、私たちも控訴しないということでもありますので、判決確定に伴いましてそれをしっかりとお互いに受け止めて前向きに今後進めていくことが大事だろうと私は思っています。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 私はそういうことを質問したものではありません。

いじめと教育への影響については、町長はどう思われるのかということを私は質問しております。

○議長（眞鍋 博） 久保議員、議案に対する質疑であって。

○議員（3番 久保 富士子君） 議案に対する質疑です。お金を出す以上はやっぱこういうことも。

○議長（眞鍋 博） これは損害賠償金の11万円に対しての議案なんで、そのいじめというのはまた別です。3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） じゃあ、回答がないということですね。

そうしたら、今回の裁判結果は議会制民主主義、先ほども言いました人権教育の観点からも極めて重大な問題を含んでいます。町として、この裁判結果を町民にどのように周知し、説明責任を果たしていくつもりなのか。また、今後同様の事態を防ぐために議会運営の在り方や議会活動に関するチェック体制、裁判費用の負担の在り方などについて、どのような仕組みや対応を構築するつもりなのか、具体的な再発防止策をお伺いします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 答弁がないということですが、議案と関係ない質疑については、私は答弁する必要はないというふうに考えています。

そして、あくまでもこれは議案に対する質疑でありますので、今言われたこと等については、また別の場所で言われるべきだろうと私は思っています。

それからあえて申し上げますと、あくまでもこれにつきましては原因となったのは議会内部での問題でありますので、設置者である私に対してはしっかりとその責を負ってしっかりと解決をするというのが私の立場であります。そして原因をつくった議会内部で久保さんをはじめ、全議員がやっぱりどうしたらよく議会運営がなされるのか、あるいは規則でありますとか、内規でありますとか、そういったものを整備をされて、よりよい議会運営がなされることを私としては期待をしています。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員、もう3回言われましたので。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第50号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今回の本件の議案につきましては、私は当事者であるため、棄権をいたします。

○議長（眞鍋 博） それでは退席をお願いいたします。

〔3番 久保 富士子君 退席〕

○議長（眞鍋 博） それでは、もう一度いきます。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔3番 久保 富士子君 着席〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和8年第5回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第5回木城町議会臨時会における議案につきましては、補正予算議案を原案のとおり可決をしていただきまして、ありがとうございました。

今回の国家賠償請求事件につきましては、7月1日の宮崎地方裁判所からの判決結果を総合的に検討した結果、控訴せず判決を受け入れたものであります。議会設置者として、また木城町長として、町民の皆様にはこの件で多大なご心配とご迷惑、不快な思いをおかけしましたこと併せまして弁護士費用、慰謝料等の支払いに至ったことを心からおわびを申し上げたいと思います。

僭越ながら申し上げたいと思います。

議会は2つの使命、1つ目に具体的な政策の最終決定、2つ目に行財政運営の批判と監視の2つだと理解をしております。そして議会は、町長から提出された議案に対し、その可否についての判断をするだけではなく、議員にも条例制定や改廃等についての提案権がありますので、町長、議会ともにお互いに独立し、権限を侵さず、侵されず対等の立場と地位にあることを十分理解して、木城町の発展と行政サービスや住民福祉等の向上のため、お互いに知恵を出し合い協調していくことが肝要だと考えております。そのためにも、適正かつ円滑な議会運営がなされますようお願いを申し上げたいと思います。

猛暑と蒸し暑い天气が続いておりますので、議員各位におかれましては、体調管理には十分お気を付けていただきますようご祈念を申し上げまして、第5回臨時会のお礼といたします。ありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時19分閉会
